

富里市自殺予防対策推進会議設置要綱

令和2年1月24日告示第8号

(設置)

第1条 富里市における自殺予防対策を推進し、連携体制を構築するため、富里市自殺予防対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺予防対策の推進に関する事。
- (2) 自殺予防対策のネットワーク構築に関する事。
- (3) 地域の自殺の現状把握及び情報共有に関する事。
- (4) 自殺予防対策の事業評価に関する事。
- (5) その他自殺予防対策に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 推進会議の会長は、健康福祉部長の職にある者をもって充てる。

2 副会長は、健康推進課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる課等の長の職にある者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集する。

2 委員で、自ら会議に出席できないときは、所属の職員を代理で出席させることができる。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に対し、会議への出席を求めすることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第3条関係）

会長	健康福祉部長	
副会長	健康福祉部	健康推進課長
委員	総務部	総務課長
		企画課長
	健康福祉部	社会福祉課長
		子育て支援課長
		高齢者福祉課長
	市民経済環境部	商工観光課長
		市民課長
	教育委員会	学校教育課長
	消防本部	消防総務課長